



日 第  
 日 第  
 日 第  
 日 第

本日南支派遣軍古在部隊參謀陸軍

航空兵少佐久内博文及陸軍省徵募課

長官南支派遣軍ノ艦隊所設置ノ有ル

要ニ付醜業ノ目的トスル婦女約四百名

ヲ除渡航せしむ様運送セリト申出アリ云

ニ付テハ、本年二月二十日午後及名参謀第五隊

通譯ノ職者ニ依リ之ヲ取扱フコトトシ左記ノ各地

方重シ通譯ノ職者運送セリト云々川平番(槍主)運送

ノ之ヲテ募集セシメ現地ニ向ハシムル取扱計

相成可也哉

運テ既ニ台湾迄参謀ノ手ヲ運ビ同地ニ

約三百名渡航運送セリ手取博一説ニ有シ

一内地に於て募集し現地の向へしむる砲臺ヲ目的

トスル婦女約百名程子  
内地に於て募集し現地の向へしむる砲臺ヲ目的トスル

トレ、大改(千〇〇名)、兵部(百五〇名)、兵隊(千〇〇名)

福岡(一〇〇名)、山口(五〇名)

ヲ對學ヲ海に於て其ノ川卒者(抱主)ノ選定

レテ之ヲ募集せしめ現地の向へしむるト

二衣川卒者(抱主)現地の軍進支所ヲ設け

せしむる等、特ニ破害をなす選定をんす

其ノ川卒者ハ連軍進支所ナリ

内地より台湾等陸路ニテ抱主ノ費用ヲ以テ進行し同地より大伴

三、航海婦女ノ輸送ハ本軍進支所ニ依り

行ハレシムルハ、場合ニ依り内地用船ニ依り

内地の向へしむるトス。尚右に依り難キ印



今、台湾方面に於て、定期便船の運行に  
之に依り、川舟等も同行すること

四、此等、南支那の運送に付て、陸軍省に  
及参謀本部に於て、今、南支那の古田大尉

之に學ぶ、尚、地理の軍司令部、南支那の古田大尉

五、以上、外、尚、之等、婦女の必要とするもの

必、古、在、部隊、長、部、隊、中、軍、特、務、隊、に、於

南支那運軍、對、その、全部、を、統

一、に、引、率、許可、證、を、交付、する、標、本、扱、り

二、に、引、率、(之、の、參、謀、部、隊、に、直、に、各、の、隊

本件は航三付、内務省及地方官、之の婦女、其及、各、港、に、用、し、位、宜、に、  
供、應、す、之、に、止、り、其、他、の、官、人、理、地、に、於、て、は、婦、女、の、保、護、を、軍、に、於、て、充、分、に、任、務、を、  
負、つ、た、に、依、り、且、南、支、那、の、各、の、隊、に、於、て、是、の、通、牒、を、行、つ、た、に、

右、件、に、依、り、婦女、に、對、し、テ、左、記、に、依、り、各、地方、官、に

於、て、兩、扱、の、こと、を、行、つ、た、に、

リ午有(抱主)

(1) 理地、於之責任、以信託有(抱主又、管理

看) ヲ必有ト云々付、~~其~~ 職業ヲ目的トシテ

信託云婦女ノリ午有、ノ身元ハ持シ

確定ト有、~~持~~ 且相償取ノ職業

婦女ヲリ午有、理地ニ到リ、家業支所ヲ

信託シ、得心カシ、選定云々ト

ノ南支隊遣軍、対スルモノ、全部ヲ統

シ、引年許可證ヲ交付スル、採取取フコト

ト云(久回參謀、師軍ノ上直、各部隊

ニ対シ、コノ旨ヲ示達ス)

六、屯紮、信託、付テ、内務省及地方廳、之カ

婦女ノ募集及出遣、周シ便宜ヲ供與ス



ル止メ、契の内容及現地、於此婦女ノ保  
護ニ畢、於テ充分同意ニ

七、以上ノ依リ且本年二月二十三日署付る是通

牒ノ考電ニ右件後航婦女ニ付テ左

記ノ如ク前記各符各ニ通牒レ之ヲ取扱ハ

レムト  
(不爾故電化レ更ニ其の  
分區ニ付ト)

通牒書

警保局長

警保局警發甲第一三六號

大政、山、  
羽、山、  
鳥、山、  
鳥、山、

川、石、二、三、  
手、定、要、令、  
保、航、婦、

南、文、方、面、後、航、婦、女、ノ、取、扱、ニ、関、ス、  
申

支那長航婦女、同レテ、  
二月二十

三日、由、此、者、各、警、第、五、第、一、通、牒、ノ、次、第、ニ

有、之、以、及、南、文、方、面、ニ、於、テ、之、學、總、

内務省

業ヲ目的トスル 特殊婦女ノ必身トスル 模範  
ナルニ本ガ其ノ良範ナリ 現地ノ希望ノ次  
第ニ有之 事情ニ合フ 得ル中ニ 強ク  
ニ付テハ 事件 秘、左記ニ依リ之ヲ取  
扱フコトト致ス、付 特ニ其中ニ  
あり

記

一 抱まゝん川平右ノ選定及両扱

(引平右(抱まゝん))

(1) 傍至お業右等ノ中ヲ身許確定

ニシテ 南支方面、於テ 軍艦兵所ヲ

便宜セシムルニ 係ナリト認ムル者ヲ抱ま

ズル引平右トシテ 選定シ、之ニ <sup>対シ</sup> 南支方

面ニ 軍艦兵所ノ 設置ヲ 務メ

中樞権 其ノ級至 授与ノ命  
望ミテ 在リ 便宜 關係 方面 推薦ス  
以テ 爲テ 題 授レ 何又 途ニ 授与 者ノ  
自發的 希望、 基、 採取 運心 之ヲ  
選定 之ニ 在リ

(14) 候補者ノ 年ニ 婦 女 數ニ 十 名

(14) 醜 業ヲ 目的トシテ 南支 方面ニ 長 航ヲ 欲

ム 婦女 數、 約 四百 名トシ、 之ヲ 取扱 社

約 百名、 其 補 充 約 五十 名、 其 年 數 約 百名、

福 岡 縣 約 百名 及 山 口 縣 約 五十 名ヲ 割 學

スレ 又ニ 甘 丁、 之ヲ 引 年 三 十 有 途 學 生

者ヲ 可以、 依リ 選定 之 其ノ 引 年 者 ( 擔任 )





二眼ノ陰、行ノ右婦女ノ在入レテ認メ  
其ノ様狀ニ下各段、他ノ取扱フコト、  
但シ後航ニ此婦女ノ古符紙ニ右指定符  
紙以外ニテ五毛支十キコト

(11) 引率者(控室)ノ引率ニ此婦女ノ符  
ハ十ニ乃五三十二程子ト古云コト

乃五三十二程子ト有コト

(12) 前二項ニ依リ懸安所終迄ヲ希望スル  
者アトキハ直ニ其ノ引率者ニ終迄符  
ノ住所氏名、経正及引率ノ定婦  
女名ヲ(密) 官張号、他ノ必要者、通知スル  
(13) 前項和書ニ基キ其(軍部) 證以表ヲ送付スルコト

内務省

付之、依り右砲臺ノ目的トシテ長航スル  
婦女ノ容ニ募集スルナリ

(一) 前項長航婦女ノ内地各港ノ切合ニ其ノ  
川岸居民ニ長航婦女ノ數、内地各港地又  
予定月日及台湾各港到着予定月日ヲ

由港通都多クト此通都ト依り台湾ヨリ位船  
ヲ手配ス 尚方既多ク位船ノ付ルナリトモ同地ニ

基隆  
赤崁  
司各特  
市橋

二、長航婦女

(1) 砲臺ノ目的トシテ長航婦女ノ現在内地ニ

於テ娼妓其他事實上砲臺ノ營ニ合

者トシテ滿二十才以上且身體強壯

ナル者

(2) 前項ノ外七年二月二十日警保局長通

引子  
其ノ才  
日田  
司各特

様々にして、可致する

(1) 職業の目的として、妊娠前、妊婦としての身分

を、<sup>妊娠前</sup>健康診断を行つて健康診断書<sup>妊娠中</sup>を提出

する。又、健康診断を行つて健康診断書<sup>妊娠中</sup>

を提出し、且之を交付する

三、引率等(控除)上の契約

(1) 引率等(控除)上の妊婦としての契約

可成り短期の間に短期の間に短期の間に短期の間に

可成り短期の間に短期の間に短期の間に短期の間に

(2) 其の他職業上の一切の事項に、現地

軍用等の指示に従ふこと

四、募集



職業ヲ目的トスル妊娠婦女ノ募集ハ培養  
 許可ヲ受ケタル周産人ヲシテ陰ニ之ヲ為サシ  
 ヲ其ノ希望婦女ニ對シテハ必ズ現地  
 ニ於テハ醜行ニ從事スルモノトテヲ説明  
 セルコトト尚因抱料等ハ引年者(抱産)  
 ニ於テ負擔セラルト

五 予防注射、健康診断等

(1) 傳染病予防注射、現地ニ於テ軍之ヲ  
 行フ。

(2) 健康診断、隨時軍医、於テ之ヲ實施

又

(ハ) 治療  
 予防注射  
 予防注射  
 予防注射

(イ) 治療  
 予防注射  
 予防注射  
 予防注射



六、慰安所設置切手、之類

四、慰安所設置切手、又建部軍、松平之

送定使用せらるる、其ノ変更、付亦同意

四、其ノ他軍、松平指揮監督スルベシ

警保局警發甲第一三六號

中世有言任る事

長衣

南支方面は航婦女ノ取扱ニ関スル件

今般已ハテ得ニ南支方面ハ總業ヲ目的トシ

婦女約四百名ノ取扱ヲ認ムルニトト相反之

ヲ引平(抱立)スル者ヲ大改、本部、兵隊、

福園及山口ノ各所ニ下リて遺棄シ之ハ婦女ヲ

募集シ之為別紙ノ通右所ニ通牒出置候

ニ付テ或ハ貴等下リニ右様候ニ参知スル

婦女アリト思科スルニ付テ中令置相候

為申進候

南支派遣道軍參謀

陸軍航空兵少佐 久門有

廣

營保司令長閣下

小子軍約五百名  
廣東御派道方  
御幹旋願上以



内務省發警第五號

昭和十三年二月二十三日

内務省警保局長



殿

支那渡航婦女ノ取扱ニ関スル件  
最近支那各地ニ於ケル秩序ノ恢復ニ伴ヒ渡航者  
著シク増加シツツアルモ是等ノ中ニハ同地ニ於  
ケル料理店、飲食店、「カフェール」又ハ貸座敷

類似ノ營業者ト聯繫ヲ有シ是等ノ營業ニ從  
事スルコトヲ目的トスル婦女寡ナカラザルモノ  
アリ更ニ亦内地ニ於テ是等婦女ノ募集周旋  
ヲ為ス者ニシテ恰モ軍當局ノ諒解アルカノ  
如キ言辞ヲ弄スル者モ最近各地ニ頻出シ  
ツツアル狀況ニ在リ婦女ノ渡航ハ現地ニ於  
ケル實情ニ鑑ミルトキハ蓋シ必要己ムヲ  
得ザルモノアリ警察當局ニ於テモ特殊ノ考慮  
ヲ拂ヒ實情ニ即スル措置ヲ講ズルノ要アリ  
ト認メラルルモ是等婦女ノ募集周旋等ノ  
取締ニシテ適正ヲ缺カンカ帝國ノ威信  
ヲ毀ケ皇軍ノ名譽ヲ害フノミニ止マラズ

銃後國民特ニ出征兵士遺家族ニ好マシカ  
ラザル影響ヲ與フルト共ニ婦女賣買ニ  
関スル國際條約ノ趣旨ニモ悖ルコト無キ  
ヲ保シ難キヲ以テ旁ニ現地ノ實情其ノ他  
各般ノ事情ヲ考慮シ爾今之が取扱ニ関  
シテハ左記各號ニ準據スルコトト致度  
依命此段及通牒候

記

一、醜業ヲ目的トスル婦女ノ渡航ハ現在内  
地ニ於テ娼妓其ノ他事實上醜業ヲ營ミ、



満二十一歳以上且花柳病其ノ他傳染性疾患  
ナキ者ニシテ北支、中支方面ニ向フ者ニ限リ  
當分ノ間之ヲ黙認スルコトトシ昭和十  
二年八月米三機密合筈三七七六號外務次官  
通牒ニ依ル身分證明書ヲ發給スルコト  
ニ前項ノ身分證明書ヲ發給スルトキハ稼業  
ノ假契約ノ期間満了シ又ハ其ノ必要ナ  
キニ至リタル際ハ速ニ歸國スル様豫メ  
諭旨スルコト

三、醜業ヲ目的トシテ渡航セントスル婦女ハ  
必ず本人自ラ警察署ニ出頭シ身分證  
明書ノ發給ヲ申請スルコト

四、醜業ヲ目的トスル婦女ノ渡航ニ際シ身  
分證明書ノ發給ヲ申請スルトキハ必ず  
同一戸籍内ニ在ル最近尊族親、尊族  
親ナキトキハ戸主ノ承認ヲ得セシムルコ  
トトシ若シ承認ヲ與フベキ者ナキトキ  
ハ其ノ事實ヲ明ナラシムルコト

五、醜業ヲ目的トスル婦女ノ渡航ニ際シ身  
分證明書ヲ發給スルトキハ稼業契約其  
ノ他各般ノ事項ヲ調査シ婦女賣買又  
ハ略取誘拐等ノ事實ナキ様特ニ留意スルコ  
ト  
六、醜業ヲ目的トシテ渡航スル婦女其ノ他

一般風俗ニ関スル營業ニ従事スルコトヲ  
目的トシテ渡航スル婦女ノ募集周旋等  
ニ際シテ軍ノ諒解又ハ之ト連絡アルガ  
如キ言辞其ノ他軍ニ影響ヲ及ボスガ  
如キ言辞ヲ弄スル者ハ總テ嚴重ニ之  
ヲ取締ルコト

六、前號ノ目的ヲ以テ渡航スル婦女ノ募  
集周旋等ニ際シテ廣告宣傳ヲナシ又ハ  
事實ヲ虚偽若ハ誇大ニ傳フルガ如キハ  
總テ嚴重之ヲ取締ルコト又之ガ募集  
周旋等ニ従事スル者ニ付テハ嚴重ナル  
調査ヲ行ヒ正規ノ許可又ハ在外公館

等ノ發行スル證明書等ヲ有セズ身許  
ノ確實ナラザル者ニハ之ヲ認めザルコト

寫

米三機密會第三七七六號

昭和十二年八月三十一日

外務次官 類 内 藤 介

不良分子ノ渡支取締方ニ關スル件

從來支那ニ渡航スルニハ旅券ノ必要ナク自由ナリシ處今因ノ日  
支事變ニ關聯シ支那在留邦人ハ多數引揚ケ其ノ遺留財産ニ對ス  
ル保護警戒等モ行涉リ兼ヌル今日或ハ殘留セル邦人ヲ煽動シテ  
事ヲ爲サントシ或ハ混亂ニ紛レテ一儲セントスル等ノ無賴不良  
ノ徒ノ支那渡航ハ此際嚴ニ之ヲ取締ルノ必要アリ既ニ滿洲國及

内務省

規格 B. 5.

支那の治安確保ニ協力相成様致度尙本件ノ趣旨ハ一般ニ周知方可然  
ル目的ノ爲至急渡支ヲ必要トスル者ノ外ハ此際可成自發的ニ渡  
支ヲ差控ヘシムルコトニ御取計相成以テ在支皇軍ノ軍後方地區  
ニ向ケ乗船セシメサル様御取扱相成度而シテ右身分證明書ノ發  
給ニ關シテハ前記ノ趣旨ニ依リ業務上又ハ家庭上其ノ他正當ナ  
證明書ヲ有スルカ又ハ正式旅券ノ發給ヲ受ケタル者ノ外ハ支那  
公署ヨリ別紙手續ニ依リ身分證明書ヲ發給スルコトトシ右身分  
今後當分ノ聞支那ニ渡航セントスル(一)一般本邦人ニ對シテハ所  
轄警察署長ヨリ(二)又公務ノ爲派遣セラルル者ニ對シテハ派遣官  
關東州ニ於テハ夫々之カ措置ヲ爲シ又關係在支帝國公館ヨリモ  
右取締方申越ノ次第アリタルニ付テハ進テ何分ノ義申進スル迄

米三縣聯合會ノ告示第六號  
昭和十二年八月三十一日  
支那の治安確保ニ協力相成様致度尙本件ノ趣旨ハ一般ニ周知方可然  
ル目的ノ爲至急渡支ヲ必要トスル者ノ外ハ此際可成自發的ニ渡  
支ヲ差控ヘシムルコトニ御取計相成以テ在支皇軍ノ軍後方地區  
ニ向ケ乗船セシメサル様御取扱相成度而シテ右身分證明書ノ發  
給ニ關シテハ前記ノ趣旨ニ依リ業務上又ハ家庭上其ノ他正當ナ  
證明書ヲ有スルカ又ハ正式旅券ノ發給ヲ受ケタル者ノ外ハ支那  
公署ヨリ別紙手續ニ依リ身分證明書ヲ發給スルコトトシ右身分  
今後當分ノ聞支那ニ渡航セントスル(一)一般本邦人ニ對シテハ所  
轄警察署長ヨリ(二)又公務ノ爲派遣セラルル者ニ對シテハ派遣官  
關東州ニ於テハ夫々之カ措置ヲ爲シ又關係在支帝國公館ヨリモ  
右取締方申越ノ次第アリタルニ付テハ進テ何分ノ義申進スル迄

關東州ニ於テハ夫々之カ措置ヲ爲シ又關係在支帝國公館ヨリモ  
右取締方申越ノ次第アリタルニ付テハ進テ何分ノ義申進スル迄  
今後當分ノ聞支那ニ渡航セントスル(一)一般本邦人ニ對シテハ所  
轄警察署長ヨリ(二)又公務ノ爲派遣セラルル者ニ對シテハ派遣官  
關東州ニ於テハ夫々之カ措置ヲ爲シ又關係在支帝國公館ヨリモ  
右取締方申越ノ次第アリタルニ付テハ進テ何分ノ義申進スル迄

內務省

規格 B. D.



御取計相成度右關係官廳トモ協議ノ上依命此段申進ス  
本信送付先 警視總監、各地方長官、關東州廳長官  
本信寫送付先 内閣書記官長、法制局長官、實務局總裁、資  
源局長官、對滿事務局長、企劃廳次長、樞密院書記官長、  
官内次官、各省次官、社會局長官、貿易局長官、特許局長  
官、會計検査院長、行政裁判所長官、貴族院書記官長、衆  
議院書記官長、日本郵船會社社長、大阪商船會社社長

御取計相成度右關係官廳トモ協議ノ上依命此段申進ス  
本信送付先 警視總監、各地方長官、關東州廳長官  
本信寫送付先 内閣書記官長、法制局長官、實務局總裁、資  
源局長官、對滿事務局長、企劃廳次長、樞密院書記官長、  
官内次官、各省次官、社會局長官、貿易局長官、特許局長  
官、會計検査院長、行政裁判所長官、貴族院書記官長、衆  
議院書記官長、日本郵船會社社長、大阪商船會社社長

規格 B. 5.

内務省



一、朝鮮總督、日本海軍省、大正南洋軍務局、  
二、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、  
三、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、  
四、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、  
五、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、  
六、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、  
七、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、  
八、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、  
九、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、  
十、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、  
十一、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、  
十二、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、  
十三、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、  
十四、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、  
十五、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、  
十六、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、  
十七、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、  
十八、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、  
十九、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、  
二十、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、海軍省、

寫

支那渡航取扱手續

- 一、日本内地及各殖民地ヨリ支那ニ渡航スル日本人（朝鮮人及臺灣籍民ヲ含ム）ニ對シテハ當分ノ間居住地所轄警察署長ニ於テ甲號様式ノ如キ身分證明書ヲ發給スルモノトス  
但シ制服用用ノ日本軍人軍屬ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス  
前項ノ身分證明書ハ公務ノ爲派遣セラルル官吏其ノ他ノ者ニ對シテハ派遣官公署ニ於テ乙號様式ニ依リ之ヲ發給スルモノトス
- 二、警察署長第一項ノ身分證明書ノ下付願出アリタルトキハ本人ノ身分、職業、渡航目的、要件、期間等ヲ調査シ左ノ通取扱
- フ

規格 H. 5.

内務省

内務省



一、本領事館に於て、本領事館の要領、規則等、及、改訂、  
 二、本領事館の第一項、本領事館の要領、規則等、及、改訂、  
 イヌ  
 三、本領事館の第一項、本領事館の要領、規則等、及、改訂、  
 四、本領事館の第一項、本領事館の要領、規則等、及、改訂、  
 五、本領事館の第一項、本領事館の要領、規則等、及、改訂、  
 六、本領事館の第一項、本領事館の要領、規則等、及、改訂、  
 七、本領事館の第一項、本領事館の要領、規則等、及、改訂、  
 八、本領事館の第一項、本領事館の要領、規則等、及、改訂、  
 九、本領事館の第一項、本領事館の要領、規則等、及、改訂、  
 一〇、本領事館の第一項、本領事館の要領、規則等、及、改訂、  
 支那海軍軍艦年誌

一

(イ) 素性、経歴、平素ノ言動等不貞ニシテ渡支後不正行爲ヲ爲  
 スノ虞アル者ニ對シテハ身分證明書ヲ發給セス  
 (ロ) 乗務上家庭上其ノ他正當目的ノ爲至急渡支ヲ必要トスル者  
 以外ノ者ニ對シテハ可成自發的ニ渡支ヲ差控ヘシムルモノ  
 トス  
 四 出發港所轄警察署長ハ第一項ノ身分證明書又ハ帝國政府發給  
 ノ旅券ヲ有スル者ニ非ラサレハ支那ニ向ケ乗船セシメサルモ  
 ノトス  
 四 本身分證明書ノ發給ニ對シテハ手数料ヲ徴收セス  
 六 本手續ハ支那行外國旅券ノ發給ヲ妨クルモノニ非ス  
 六 本手續ハ支那現地ノ事態ノ許ス限り可及的速ニ之ヲ解除スル

規格 B. 5.

昭和十二年九月十日ヨリ之ヲ施行  
スルモノトス

モノトス

本手続ハ即時施行ス

但シ第三項ニ關スル限り昭和十二年九月十日ヨリ之ヲ施行  
スルモノトス

内務省

規格 B. 5.

昭和十二年八月...  
本年...  
...

高

(甲) 姓 氏 ( )

身分證明書

本 籍

現住所

職 業

氏 名

生 年 月 日

一 支那へ渡航す必要とする目的、理由、期間

右證明ス

昭和十二年 月 日

警察署長 官 氏 名 印

内 務 省

寫

(乙號様式)

身分證明書

官職

氏名

生年月日

一 支那へ渡航ヲ必要トスル目的、用務

右證明ス

昭和十二年 月 日

(派遣官公署) 官職氏名 印

規 格 〇. 5.

内務省

内務省